

# 皮革産業の現状と課題

## — 経済連携協定を踏まえた対応 —

経済産業委員会調査室 安藤 利昭

### 1. はじめに

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定により、日本は他の11か国に対し、工業製品について100%関税を撤廃することとなった（品目数ベースの即時撤廃率は95.3%<sup>1</sup>）。日本の鉱工業品の関税率は元々高くはないものの（単純平均実行関税率2.5%<sup>2</sup>）、皮革産業は、小規模な事業所が多く国際競争力に乏しいことから、関税措置によって保護されてきた産業である。TPPにより関税措置が廃止されると、ベトナムなどからの輸入品の増加により、皮革産業に影響が及ぶ可能性がある。さらに、EUとの経済連携協定（EPA）がTPPと同レベルの水準で締結され、イタリアなど欧州各国から高級品の輸入が増加すると、国内の天然皮革産業は、工芸品という形でしか生き残れない可能性があるとの声もあり<sup>3</sup>、皮革産業が直面する状況は更に厳しさを増すと思われる。そこで本稿では、我が国皮革産業の現状について述べた後、TPPを始めとしたEPAの推進による影響を考察し、課題について述べることにする。

### 2. 皮革産業の現状

#### （1）国内の状況

皮革とは、動物の皮を薬品で処理した革類の総称である。「皮（なま皮）」から「革（なめし革）」にすることを「鞣（なめ）し」といい、皮をなめすことにより、腐敗しにくく、耐熱性、柔軟性、弾力性といった、いわゆる革らしい特徴を獲得する。皮革は、今日、財布や革靴、バッグなど生活に身近な素材として広く用いられている。

このような革製品を製造する皮革産業は、皮をなめし革にする製革業と、その革を用いて靴などに加工する皮革製品製造業に大きく分けられるが<sup>4</sup>、日本標準産業分類では、「なめし革・同製品・毛皮製造業」として、10種類の業種に区分されている。また、同分類に基づく工業統計調査によれば、皮革産業の中では、なめし革製造業、革製履物製造業、かばん製造業、袋物製造業（ハンドバッグを除く）が大きな比重を占めている（図表1）。

---

<sup>1</sup> 『ジェトロ世界貿易投資報告（2016年版）』69頁

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> 平成27年度経済産業省委託調査『皮革製品における各種皮革素材の普及状況調査報告書』（平成28年3月）（株式会社東レ経営研究所）77頁

<sup>4</sup> その他、皮革の副産物であるシェービング屑等を原料に工業用ゼラチンを抽出する膠（にかわ）や、皮や骨等に含まれるコラーゲンを加熱して抽出・精製するゼラチン、コラーゲンペプチドなど関連産業がある。

図表1 なめし革・同製品・毛皮製造業の事業所数等（従業者4人以上の事業所）

分類	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)	付加価値額※ (百万円)
なめし革製造業	174	2,431	46,504	14,101
工業用革製品製造業（手袋を除く）	25	1,429	34,643	6,446
革製履物用材料・同附属品製造業	125	1,517	11,671	4,475
革製履物製造業	356	6,994	114,364	38,481
革製手袋製造業	21	489	x	x
かばん製造業	265	4,352	60,656	25,654
袋物製造業（ハンドバッグを除く）	224	3,033	40,845	17,099
ハンドバッグ製造業	139	1,333	20,319	7,470
毛皮製造業	2	17	x	x
その他のなめし革製品製造業	63	785	7,444	3,661
合計	1,394	22,380	347,518	123,861

（参考）

推計による従業者3人以下の事業所等	3,241	6,272	18,165
推計を含む合計	4,635	28,652	365,683

※従業者29人以下は粗付加価値額

（注）製造品出荷額及び付加価値額に記載の「x」は、1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿されているものであり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明するものも秘匿とされている。

（出所）『2014年工業統計調査（産業編）』（経済産業省）

1986年以降の皮革産業の推移を見ると、この四半世紀余りの間に、事業所数は4分の1以下、従業者数では3分の1以下に減少している。製造業全体に占める割合も製造品出荷額、付加価値額ともに0.1%という状況となっている（図表2）。なお、1986年以降で比較したのは、後述する関税割当制度が同年に導入されたためである。

図表2 なめし革・同製品・毛皮製造業の事業所数等の推移（従業者4人以上の事業所）

	1986年	1996年	2006年	2014年
事業所数	5,996	4,645	2,113	1,394
構成比(%)※1	1.4	1.3	0.8	0.7
従業者数(人)	78,672	59,836	29,929	22,380
構成比(%)	0.7	0.6	0.4	0.3
製造品出荷額(百万円)	1,066,406	935,630	467,003	347,518
構成比(%)	0.4	0.3	0.1	0.1
付加価値額(百万円)※2	398,021	368,258	180,034	123,861
構成比(%)	0.4	0.3	0.2	0.1

※1 構成比は製造業に占める割合

※2 1986年及び1996年は従業者9人以下について、2006年及び2014年は従業者29人以下について、粗付加価値額

（出所）『工業統計調査（産業編）』（各年）（経済産業省）より作成

また、各事業所における従業員の規模を見ると、20人以下の事業所が全体の約8割を占めている（図表3）。ただし、3人以下の事業所数が、3,241あると推定されていることから（図表1）、実際には、20人以下の事業所の割合は、9割を大きく超えていると考えられる。

図表3 従業員規模別統計（従業員4人以上の事業所）（2014年）

従業員規模	事業所数	従業員数(人)
4～9人	762	4,569
10人～19人	355	4,656
20人～29人	138	3,420
30人～49人	70	2,682
50人～99人	49	3,481
100人～199人	17	2,244
200人～299人	1	229
300人～499人	1	404
500人～999人	1	695
合計	1,394	22,380

（出所）『2014年工業統計調査（産業編）』（経済産業省）

図表4 都道府県別統計（従業員4人以上の事業所）（2014年）

県名	事業所数	従業員数(人)
兵庫県	302	3,905
東京都	292	3,558
大阪府	172	1,916
埼玉県	95	1,313
千葉県	59	981
秋田県	56	737
愛知県	41	1,080
福島県	40	1,056
⋮	⋮	⋮
合計	1,394	22,380

（出所）同左

このほか、皮革産業の特徴として地域性が挙げられる。都道府県別事業所数を見ると、最も多い兵庫県が302事業所、次いで東京都292、大阪府172と続いており、全体（1,394事業所）の半分余りを3つの県で占めている（図表4）。更に細かく見ると、例えば兵庫県では姫路市及びたつの市<sup>5</sup>に、東京都では台東区や墨田区など都の東部<sup>6</sup>に皮革関連企業が集積している。

なお、経済産業省の資料では、皮革関連産業規模は、事業所数：5,443、従業員数：34,851人、製造品出荷額等：4,123億円（いずれも2014年）とされている<sup>7</sup>。

以上のように、国内の皮革産業は、ほとんどが小規模事業所であるとともに、一定の地域に中小企業群が集積する地場産業であることが特徴である。また、産業として縮小傾向にあり、厳しい状況に直面している。

## （2）関税措置による保護

国際競争力に乏しい皮革産業を保護するため、政府は、革製品について関税及び輸入数量制限を課してきたが、1986年から輸入数量制限に代え関税割当制度に移行した（図表5及び6）。関税割当制度とは、「一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）

<sup>5</sup> 姫路・西はりま地場産業センターホームページ「全国シェア約7割を誇る姫路・西はりまの成牛革」〈<http://www.jibasan.or.jp/jibasan/leather.html>〉（平28.11.11最終アクセス）

<sup>6</sup> 『皮革統計ハンドブック（2015年版）』（東京都立皮革技術センター台東支所）64頁

<sup>7</sup> 内閣官房TPP政府対策本部ホームページ 資料10「TPPに関する参考資料（工業関係）」「皮革関連製品」〈[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryoku2/160420\\_tpp\\_sankou10.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryoku2/160420_tpp_sankou10.pdf)〉（平28.11.11最終アクセス）

の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、比較的高税率（2次税率）の関税を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度<sup>8</sup>」である。

この関税割当制度は、1984年5月に日本の皮革輸入数量制限が、ガット11条（数量制限の一般的禁止）に違反する旨の結論<sup>9</sup>が出されたことにより、関税措置として導入されたものである。同制度に移行後、政府は、国際競争に耐え得る産業基盤の整備を目標に、「中堅技術者のための業種ごとの技術者研修、各地域の中小零細企業の技術力向上を図るための巡回技術指導事業等」や「各地域の産業の実情に応じた商品開発や技術開発」を実施してきた<sup>10</sup>。しかしながら、先に見たとおりこれらによってもなお、産業として縮小し続けており、消費者への安価な商品の供給と生産者の保護が両立しているとは言い難い。皮革産業について政府は、「小規模・零細な事業者が大部分を占め、経営基盤は極めて脆弱であり、国際競争力も乏しい」とし、近年「低価格の輸入品が国内シェアを伸ばしたことで、これらの産業に従事する国内の製造業者は深刻な打撃を受け、厳しい業況が続いている」との認識を示している<sup>11</sup>。

図表5 皮革・革靴の関税割当枠の推移

(※皮革＝平方メートル・革靴＝足)

割当年度	牛馬革 (染色等したもの)	牛馬革 (その他のもの)	羊革・やぎ革 (染色等したもの)	革靴
61年度(1986)	342,000	74,000	392,000	2,453,000
62年度(1987)	377,000	76,300	404,000	2,700,000
63年度(1988)	415,000	80,200	425,000	3,110,000
元年度(1989)	457,000	84,300	447,000	3,580,000
2年度(1990)	503,000	88,600	470,000	4,120,000
3年度(1991)	589,000	102,000	532,000	4,830,000
4年度(1992)	707,000	118,000	612,000	5,796,000
5年度(1993)	848,000	137,000	704,000	6,955,000
6年度(1994)	1,018,000	159,000	809,000	8,346,000
7年度(1995)	1,222,000	185,000	931,000	10,015,000
8年度(1996)	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000
9年度(1997)	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000
10年度(1998)	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000
11年度(1999)	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000
12年度(2000)	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000
13年度(2001)	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000
14年度(2002)～	1,466,000	214,000	1,070,000	12,019,000

(出所) 経済産業省ホームページ「過去の割当枠推移と関税率の推移」

<[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_7.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_7.html)> (平28.11.11最終アクセス)

<sup>8</sup> 経済産業省ホームページ「関税割当制度概要」<[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_1.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_1.html)> (平28.11.11最終アクセス)

<sup>9</sup> 日本・皮革輸入措置パネル報告(“GATT Panel Report, ‘Panel on Japanese Measures on Imports of Leather’, L/5623, adopted 15 May 1984, BISD 31S/94”)

<sup>10</sup> 皮革・革靴の関税割当制度に関する質問に対する答弁書(内閣参質119第3号、平2.11.16)

<sup>11</sup> 財務省ホームページ「平成29年度関税改正要望事項(経済産業省)」「皮革・革靴」<[https://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/tariff\\_reform/fy2017/keisan/h29keisan\\_06.pdf](https://www.mof.go.jp/customs_tariff/tariff_reform/fy2017/keisan/h29keisan_06.pdf)> (平28.11.11最終アクセス)

図表 6 皮革・革靴の関税率の推移

牛馬革（染着色等したもの）

税率	～平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度～
1次税率	20%	19.5% 19.2%	19%	18.5% 17.5%	18% 15.7%	17.5% 15.8%	17% 15%	16.5% 14.1%	16% 13.3%
2次税率	60%	56.3%	52.5%	48.8%	45%	41.3%	37.5%	33.8%	30%

牛馬革（その他のもの）

税率	～平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度～
1次税率	15%	14.6%	14.3%	13.9%	13.5%	13.1%	12.8%	12.4%	12%
2次税率	60%	56.3%	52.5%	48.8%	45%	41.3%	37.5%	33.8%	30%

羊革・やぎ革（染着色等したもの）

税率	～平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度～
1次税率	20%	19.5%	19%	18.5%	18%	17.5%	17%	16.5%	16%
2次税率	60%	56.3%	52.5%	48.8%	45%	41.3%	37.5%	33.8%	30%

革靴

税率	～平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度～
1次税率	30% 27% 21.6%	29.3% 26.3% 21.1%	28.5% 25.7% 20.5%	27.8% 25% 20%	27% 24.3% 19.5%	26.3% 23.6% 18.9%	25.5% 23% 18.4%	24.8% 22.3% 17.8%	24% 21.6% 17.3%
2次税率 (注)	60% or ¥4,800	56.3% or ¥4,737.5 56.3% or ¥4,500	52.5% or ¥4,675 52.5% or ¥4,200	48.8% or ¥4,612.5 48.8% or ¥3,900	45% or ¥4,550 45% or ¥3,900	41.3% or ¥4487.5 41.3% or ¥3,300	37.5% or ¥4,425 37.5% or ¥3,000	33.8% or ¥4,362.5 33.8% or ¥2,700	30% or ¥4,300 30% or ¥2,400

(注) 革靴の2次税率の下段は、甲が革製のもののうち、中底が19センチメートル以下のもの

(出所) 経済産業省ホームページ「過去の割当枠推移と関税率の推移」

<[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_7.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_7.html)> (平 28. 11. 11 最終アクセス)

### 3. 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の影響

#### (1) TPPにおける扱い

皮革産業が苦しい状況にある中、皮革関係団体は、TPP交渉において、経営上の懸念や国産品を供給する必要性等を理由に交渉対象からの除外などを要望<sup>12</sup>していた。しかし、結果的に日本は他の11か国から輸入する工業製品の関税を100%撤廃することとなり、これまで関税を譲許してこなかった革靴の甲の部分や関税割当対象品目である皮革や革靴等についても、11年～16年の期間で関税を無くすこととなった（図表7）。

関税撤廃まで一定の期間を設けたものの、TPPによる皮革産業に対する影響が懸念されることから、政府は、2015年11月に取りまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」を実現させる予算の中に、皮革関連産業競争力強化事業（平成27年度補正予算額133.3億円）を盛り込んだ。同事業は、皮革関連産業の競争力強化を図るため基金を造成するものであり、販路開拓、人材育成、最新設備導入等の経営改善や、転業等を含む構造改善に要する経費の一部を補助することとしている。

<sup>12</sup> 内閣官房TPP政府対策本部ホームページ「関係団体等への説明会（第2回）の際の意見募集結果」「日本皮革産業連合会」<<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/dantaiiken2/182.pdf>> (平 28. 11. 11 最終アクセス)

図表7 TPPにおける皮革製品の扱い

カテゴリー		主な品目の例示	現在の税率	譲許内容		
従来非譲許品目 (57品目)		毛皮	15.0%～20.0%	16年目に撤廃 (毎年均等削減)		
		革製スポーツ靴	27.0%～30.0%			
		靴甲(革製)	25.0%			
		ゼラチン・にかわ 等	17.0%			
従来譲許 したことの ある品 目	関税割当 対象 (57品目)	皮革	(1次税率)	12.0%～16.0%	発効時に2次税率を1次税率に下げ、11年目に撤廃 (毎年均等削減)	
			(2次税率)	30%		
		革靴 等	(1次税率)	17.3%～24.0%		
			(2次税率)	30%又は4,300円/足のいずれか高い方※		
	関税割当 対象外 (96品目)	かばん(革製)		10.0%～16.0%		11年目に撤廃 (毎年均等削減)
		ハンドバッグ(革製) 等		8.0%～16.0%		

※子供靴は30%又は2,400円/足のいずれか高い方

(出所) 内閣官房TPP政府対策本部ホームページ 資料10「TPPに関する参考資料(工業関係)」「皮革関連製品」  
<[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryoku2/160420\\_tpp\\_sankou10.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryoku2/160420_tpp_sankou10.pdf)> (平28.11.11最終アクセス)

## (2) 日EU・EPA交渉等における扱い

TPPにおいて、日本が従来譲許してこなかった皮革等の関税を撤廃したことは、現在行われている他のEPA交渉に影響を与えている可能性が高い。例えば、日EU・EPA交渉において、皮革製品に競争力を有する欧州諸国が、TPPを例に、関税の引下げや撤廃を求めてくることは想像に難くない<sup>13</sup>。日・トルコEPA交渉も同様である。経済産業省は、アジア諸国からの低価格品と欧州からの高級品に対抗できる競争力を備えるまでの暫定措置として、関税割当制度の維持が必要であるとしている<sup>14</sup>。今回のTPP交渉の結果については、日EU・EPA交渉における皮革製品の関税の取扱いにも影響が及び、仮に撤廃に至った場合、国内皮革産業の視点からは、ベトナムやメキシコに加え、欧州からの高級品が、関税割当制度とは別のEPA税率で国内市場に参入することとなる。その場合、皮革産業に対し多大な影響が懸念される。

## (3) 皮革産業に対する影響

TPPや他のEPAによる皮革産業への定量的な影響は明らかとはなっていない。しかし、毎年度の関税改正の要望の際に、経済産業省は、関税割当制度を継続しなかった場合の影響について試算している。当然のことながら、関税割当制度はWTO加盟国を対象としており、TPPや日EU・EPAで関税撤廃をした場合とは試算の前提が異なるものである。しかし一方で、現状でもカンボジア、ミャンマー、バングラデシュ等のLDC(後発開発途上国)諸国からは無税で輸入されており、加えてTPPにより、ベトナムやメキシコからの輸入品のシェアが拡大する可能性がある。その上、日EU・EPAで関税の引

<sup>13</sup> 例えば、日本とEUの通商及び経済関係の将来に関する意見募集結果には、関税に関して農産品とともに皮革製品に対する意見が出されており、EU側の関心がうかがえる(“Summaries of contributions to the Public Consultation on: ‘The future of EU Japan trade and economic relations’, Directorate General for Trade European Commission, Brussels, 17 February 2011”)。

<sup>14</sup> 前掲注11

下げや撤廃が合意され、低価格品と高級品の両方が日本市場に参入する状況は、WTO加盟国を対象として関税割当制度を撤廃した状況に近似したものと考えてよいであろう。そこで参考までに、関税割当制度が継続されない場合の影響を以下に記載する。

経済産業省の試算は、関税割当対象外の運動用革靴を例に取り、運動用革靴に対するこれまでの輸入浸透率<sup>15</sup>を関税割当対象の革靴に当てはめた場合、関税割当対象の革靴に対しどのような影響が及ぶかを推測したものである。試算結果によれば、運動用革靴に対する輸入浸透率は、24.9%（1986年）から、91.5%（2014年）にまで高まっており、関税割当対象の革靴に対する輸入浸透率が同じく91.5%にまで高まったとすると、輸入数量は51.5%増加し、その分、国内出荷量は78.5%の減少になると推計している（図表8）。

また、これまで関税割当対象外の運動用革靴に対する輸入浸透率1%の増加につき、1.2%の事業所が減少していたことから、関税割当対象の革靴に関しては、2014年の時点から37.3%の事業所の減少が予想されるとしている。さらに、革靴は国内で生産される皮革素材の約4割を消費するため、他の国内皮革産業にも影響は波及し、皮革産業全体に甚大な被害が発生することが見込まれるとしている<sup>16</sup>。

図表8 関税割当（TQ）対象靴の想定計算

	2014年	TQ撤廃後の想定	TQ撤廃時(想定)と2014年実績との差
輸入数量(a)	28,306	42,892	+51.5%
出荷数量(b)	18,572	3,985	▲78.5%
内需(a+b)	46,877	46,877 (不変と仮定)	-
輸入浸透率 (a/(a+b))	60.4%	91.5%	+31.1%
事業所数	278	174	▲37.3%

輸入数量、出荷数量及び内需の単位は（千足）

（出所）財務省ホームページ「平成29年度関税改正要望事項（経済産業省）」「皮革・革靴」

[https://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/tariff\\_reform/fy2017/keisan/h29keisan\\_06.pdf](https://www.mof.go.jp/customs_tariff/tariff_reform/fy2017/keisan/h29keisan_06.pdf)

（平28.11.11最終アクセス）

## 4. 経済連携協定を踏まえた対応

### （1）皮革産業の方向性の検討

TPPを始めとするEPAの締結による影響が懸念される中、経済産業省は、数次の委託調査を行い、皮革産業の将来的な方向性を模索している。例えば、2014年3月の「我が国皮革産業の国際競争力強化手法に関する基本調査報告書」（株式会社野村総合研究所）では、皮革産業の国際競争力獲得を目的として、日本の皮革産業が採り得るビジネスモデルの導出を試みている。同報告書では、海外の皮革産業におけるタンナー<sup>17</sup>やメーカー等の連携の実態について調査・分析を行った結果、日本が取り組むべきビジネスモデルとして、

<sup>15</sup> 輸入品が国内流通品に占める割合（輸入数量／（出荷数量＋輸入数量））。

<sup>16</sup> 前掲注11

<sup>17</sup> 製革業者又は皮革製造に携わる人のこと。皮を鞣す（なめす）という英語のtanに由来する。近年は製革業者というより、タンナーという言葉がよく使われている（日本タンナーズ協会ホームページ「タンナーとは」<http://www.kawa-ichi.jp/tanners/index.html>（平28.11.11最終アクセス））。

①製品メーカーによる直販モデル、②国内タンナーと国内製品メーカーの直接取引モデル（革卸を介さないモデル）等を提示している。これらのビジネスモデルについては、在庫リスクを伴うものの、製品の付加価値を顧客に直接訴えかけることが可能であること、製品メーカーのニーズをタンナーに直接反映することにより、競争力の高い製品開発が目指せること等がメリットであるとしている。日本の皮革産業では、タンナーとメーカーがお互い独立しているが、海外においては、タンナーとメーカー等が連携して皮革製品を製造販売する例があり、それが競争力の1つであるとの認識が背景にある。

ただし、報告書には、イタリアの皮革産業に対して行ったヒアリング結果が掲載されており、コメントの中には、「日本の商品はいいが、マーケティングが成功していない」、「日本のメーカーは素晴らしい物を作っているが、コミュニケーションが上手でない」、「日本はタンナーを支援しているだろうが、タンナーが単独で海外進出することは難しい」等の耳が痛い意見も散見される<sup>18</sup>。

このほか、2015年3月に「我が国皮革産業のブランド力強化に関する調査報告書」（株式会社野村総合研究所）、翌年3月に「皮革製品における各種皮革素材の普及状況調査報告書」（株式会社東レ経営研究所）等<sup>19</sup>が公表されている。

## （2）TPPによる影響緩和策の課題

先に述べたとおり、2015年10月の米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、TPP協定が大筋合意に至ったことを受け、翌月「総合的なTPP関連政策大綱」が策定されたが、ここでは課題を2点挙げてみたい。

第1に、政府として皮革産業をどの方向へ導こうとしているのか不明な点である。同大綱では、皮革産業に関し、「皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる」とのみ記されている。「攻めの農林水産業への転換」や「経営安定・安定供給のための備え」と記述された農林水産業に比べると、その差は歴然としている。皮革産業について、低価格品と高級品に対抗し得る国際競争力の獲得が必要であるならば、TPP対策として国際競争力の強化を図る旨の記述があってもよかつたのではないか。さらに、累次の委託調査から推し量ると、国内の皮革産業が目指すべき方向性は、少量、多品種、高付加価値の皮革製品の製造であり、タンナーと製品メーカーとが連携した、国内外の販路開拓になると思われるが、そうした方針を政府が示すことも必要ではないか。

第2に、同大綱を実現させるための予算において、TPPの影響を緩和するため基金を造成するとしているが、その効果が不明な点である。1994年のウルグアイ・ラウンドの合意により関税を引き下げた際にも基金は設置されており、当時、対応を問われた政府の答えは、基金の設置により関税引下げの影響は最小限にとどまるというものであった。さらに、「皮革・革靴産業に対しては、国際競争に耐え得る産業基盤を早期に整備するため、技

<sup>18</sup> 平成25年度経済産業省委託事業『我が国皮革産業の国際競争力強化手法に関する基本調査報告書』（平成26年3月）（株式会社野村総合研究所）48～52頁

<sup>19</sup> その他、日EU・EPAによる皮革・履物関連産業への影響を調査した『平成26年度内外一体の経済成長戦略構築のための国際経済調査事業（欧州との連携に向けた中小零細製造業の実態調査）報告書』（株式会社矢野経済研究所）が挙げられる。

術研修、海外調査、海外見本市への派遣、零細皮革産業への技術指導等、皮革・革靴産業の基盤強化に資するための各種対策を実施してきているところである」と答えている<sup>20</sup>。当時の支援メニューと今時のT P P対策は似ているが、皮革産業の事業所数や製品出荷額等が減少の一途をたどっていることを踏まえると、これまでとは異なるメリハリを効かせた大胆な支援が必要ではないか。例えば、「コードバン」という希少で高品質な馬革については、その製造過程において、日本で数人しかできない作業があるとされている。皮革産業は後継者不足と言われており、そうしたタンナーが持つ国内技術を資格化し伝承できるような人材育成に国が支援する必要性も指摘されているところである<sup>21</sup>。従来の延長とは異なる支援が望まれる。

### (3) 皮革関連団体の取組

最後に、皮革関連団体における取組について紹介したい。

皮革産業が競争力を獲得し販路拡大を目指す場合、日本製皮革の良さをある程度客観的にアピールする必要がある。1つの取組として、日本タンナーズ協会が行っている「ジャパン・レザー・プライド」がある。この取組は、日本国内で生産された天然皮革素材のイメージアップを目指すもので、①日本国内で生産する製革業者が「原皮」等から生産した革を100%使用していること、②異素材との併用は可とするが、革素材の使用比率は表面積の60%以上であること、③革製品は日本国内で製造されていること、これらの条件をクリアした場合に商標登録したロゴマークを最終製品にタグ付けし、消費者に日本製をアピールするものである<sup>22</sup>。本取組はまだ始まったばかりであり、純粋な日本製皮革が国内外でどのように評価されるか、今後の行方を注視したい。

もう1つの取組は、日本皮革技術協会が提案する「日本エコレザー」である。近年、世界各国で環境ラベルが制定されるようになり、当該国の環境・人体安全性に関する基準に適合することを求められる場合がある。そこで、同協会は、先行する各環境ラベルの基準値を参考に客観的なデータを示せるよう検討を重ね、2006年に日本エコレザー基準を提案し、2009年から制度をスタートさせている。日本エコレザーとは、天然皮革であって、日本エコレザー基準に適合し、製品の製造・輸送・販売・再利用まで一連のライフサイクルの中で、環境負荷の低減に配慮し、環境面への影響が少ないと認められる革材料<sup>23</sup>であるとされている。こうした取組を積極的に展開し、日本製皮革のアピールにつながることを期待したい。ただし、消費者アンケート結果では、日本製皮革の「製品の品質」、「製品の機能性」、「素材の品質」に対しては一定以上の評価を得ているものの、「環境配慮」の項目の評価が相対的に低い<sup>24</sup>点が気付きである。日本エコレザーを浸透させるための支援も

<sup>20</sup> WTO協定による皮革・革靴の関税率引き下げ等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質131第7号、平7.1.13）

<sup>21</sup> 前掲注3 87頁

<sup>22</sup> 日本タンナーズ協会ホームページ「ジャパンレザープライドロゴマークとタグの申請について」〈<http://www.tcj.jibasan.or.jp/brand/index.html>〉（平28.11.11最終アクセス）

<sup>23</sup> 日本皮革技術協会ホームページ「日本エコレザー基準」〈<http://www.hikaku-kyo.org/htdoc/jplabel-2.html>〉（平28.11.11最終アクセス）

<sup>24</sup> 前掲注3 61～62頁

必要と思われる。

また、海外には、レザー・ワーキング・グループ（LWG<sup>25</sup>）というなめし工場を監査する国際団体が存在する。同団体は、環境コンプライアンスの遵守や能力を評価しランク付けするとともに、革のトレーサビリティを追求しており、有名ブランドメーカー、サプライヤー、タンナーがメンバーとなっている。ブランドメーカーの中には、一定以上の評価を得たタンナーからのみ革を調達する旨を表明しているものもあり<sup>26</sup>、LWGによってランク付けされることが、付加価値の1つとなっている可能性がある。ホームページ上で確認する限り、LWGに日本のタンナーは参加していないが、こうした団体の認定を受けるための支援も販路開拓に資するものと思われる。

## 5. おわりに

本稿では、皮革産業の厳しい状況とEPAの推進に伴う課題を中心に述べた。皮革に関する貿易自由化を振り返るといくつかの転機があるが、自由化が逆戻りしたことはない。その点からすると、TPPにより、他の11か国に工業製品の関税を100%撤廃したことは、いずれ他のEPAにも波及していくことが予想され、皮革産業を取り巻く環境は今後ますます厳しくなると考えられる。しかし厳しい状況であっても、海外販路の開拓に成功している事業者もいる。そうした成功事例について、本稿では取り上げることができなかった。

また、関税割当制度への移行時のように、皮革産業における貿易自由化が問題となった際に、政府は、「市場アクセスの改善という国際的な要請と、皮革産業が、社会的・歴史的にも非常に困難な問題を抱えていることの両方を踏まえて対応していく」旨を述べていた<sup>27</sup>。EPAの締結に伴い皮革産業を支援するに当たっては、そうした背景や地場産業である点を考慮し、産業政策的アプローチにとどまらずきめ細かな目配りが欠かせないであろう。

さらに、本稿執筆に先立ち、姫路市花田町高木地区と東京都荒川区のタンナー工場を見学する機会を得た。革製品は、靴、バッグ、財布など、生活に密着し毎日手にするにもかかわらず、その革が、どのようにして作られるか知る機会は少ない。工場を見学することで、皮から革になる工程が理解できた。特に高木地区は、日本における革発祥の地との伝承<sup>28</sup>が残る地区で、革の神が祀られており、現地では革の伝承にまつわる貴重な話を教えていただいた。時間を割いて説明して下さった方々に感謝するとともに、今後、皮革産業が目指すべき将来像が示され、日本製皮革に対する高い評価が浸透し、新たな販路開拓につながることを期待したい。

(あんどう としあき)

---

<sup>25</sup> レザー・ワーキング・グループホームページ「Background of the LWG」〈<http://www.leatherworkinggroup.com/about/background.htm>〉（平28.11.11最終アクセス）

<sup>26</sup> 例えば、靴ブランドの「Timberland」を扱う「VFジャパン」のホームページには、「LWGからシルバー又はゴールドと評価されたタンナリーからのみレザーを調達する」旨が掲載されている（〈<http://www.timberland.co.jp/eco/>〉（平28.11.11最終アクセス））。

<sup>27</sup> 第104回国会衆議院外務委員会議録第3号1頁（昭61.2.21）、第104回国会衆議院大蔵委員会議録第9号18～19頁（昭61.3.24）

<sup>28</sup> 『花田史誌』（花田村、1954年）250～251頁